

食安輸発0806第2号  
平成21年8月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

モニタリング検査の実施について  
(ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、フランスにおいて、腸管出血性大腸菌 O103に汚染された生山羊乳のナチュラルチーズに係る自主回収が行われた事例を踏まえ、下記のとおり当該製品に係るモニタリング検査を実施することとしましたので、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 検査対象

ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ（山羊乳を原料とするものに限る。）

2. 検体採取方法

平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号 別表第2の検査項目「微生物」の欄によること。

3. 検査項目

腸管出血性大腸菌 O103

4. 検査方法

平成21年6月18日付け食安輸発第0618002号（最終改正：平成21年7月15日付け食安輸発0715第1号）別紙によること。

5. 検査検体数

検査強化として、59件

6. その他

検査の結果、腸管出血性大腸菌 O103陽性となった場合にあっては、食品衛生法第6条第3号違反として措置すること。